

東京外国語大学における AI の業務利用に関するガイドライン

2025 年 3 月 25 日

総合戦略会議 承認

0. このガイドラインの目的

生成 AI の出現により AI の利用が社会生活に浸透し始めています。AI の利用についてはすでに複数のガイドライン（参考文献・資料を参照）が公表されています。本ガイドラインは、これらを参照しつつ、AI の開発・サービス提供事業者の観点ではなく、AI の利用者としての本学教職員の観点から、AI を業務利用する場合の原則と指針を示すことを目的としています。

1. このガイドラインの対象とする範囲

本ガイドラインの中核部分は AI 利用の原則（第 4 節）と指針（第 5 節）から構成されています。原則は一般的に AI を利用する場合に参照すべき基本的な考え方であるのに対して、指針はとくに生成 AI の業務利用に関わる具体的な方針となっています。本ガイドラインは、本学においてすでに作成された、あるいは今後作成される教育領域や研究領域での AI 利用のガイドラインに対して、原則のレベルでは上位に位置付けられ、指針のレベルでは業務領域での AI 利用ガイドラインとして互いに補完しあう関係にあります。

また、本ガイドラインは、本学の情報倫理や情報セキュリティに関するガイドラインとも対象が重なる部分がありますが、とくに AI の利用に関わる内容に対象を絞っています。必要に応じて情報倫理や情報セキュリティに関するガイドラインも参照することが求められます（第 6 節を参照）。

2. AI とは

AI、すなわち Artificial Intelligence（人工知能）という用語が初めて使われたのは 1956 年に遡ります。人間の知能を模倣して、学習・認識・推論・判断などの能力を実現する技術を意味しますが、その実態は時代と共に変化してきました。1990 年代以降のインターネットの進展によるビッグデータの蓄積を背景に、2010 年代に入ると AI による機械学習の技術が向上し、AI の能力は飛躍的に向上しました。2020 年代になって、入力した指示（プロンプト）に応じてテキストや画像などを出力する生成 AI が出現すると、AI は社会生活の中に一挙に溶け込むようになりました。本ガイドラインでは、とくに生成 AI に限定した場合を除き、生成 AI を含む、本学の業務で利用されるさまざまな形態の AI 技術を「AI」と呼びます。

3. 生成 AI 利用の基本的な考え方

AI は疑いもなく私たちの生活の利便性や生産性を高めるものであり、今後、ますます積極的に利用されることが予想されます。その一方で AI 技術は絶え間なく進展しており、それに伴って新たなリスクも生まれています。本学の教職員が AI を利用するにあたっては、AI 利用に伴うリスクを認識し、高い倫理意識をもって、自らの判断で AI を使いこなしていくが求められます。とくに生成 AI の場合、学習データから生成に至る過程自体がブラックボックスになっており、生成物の取り扱いには注意が必要です。生成 AI の業務利用においては利用および生成物について利用者

のみならず管理監督者にも責任が及ぶことがあります。本ガイドラインおよび関連するガイドラインを参照して、新しい情報にも常に注意を払いながら、適切で効果的な AI の利用をおこなうことが求められます。

4. AI 利用にあたって留意すべき基本的な原則

AI 利用にあたっての基本的な原則は AI 倫理原則としてすでに多くのガイドラインで示されていますが、利用者の観点からは、おおむね以下の 8 原則に整理することができます。以下、8 原則と利用者の観点から見た各原則の意義について説明します。

1. 人間の尊重：AI の利用は、基本的人権と人間の尊厳を損なってはならないこと。
2. 多様性・包摂性の確保：AI の利用にあたって、社会の多様性が尊重され、多様な背景や価値観を持つ人々が包摂されること。
3. サステナビリティ：AI の利用は、社会の持続可能性に貢献するものであること。
4. 人間の判断の関与・制御可能性：AI の利用にあたって、AI が示した判断の是非は、最終的には人間によって判断されること。
5. 安全性・セキュリティ：AI の利用が人間の身体・生命・財産（知的財産権を含む）に危害を及ぼさないよう配慮すること。また、AI が扱う情報の機密性・安全性・可用性に加えて、AI システムの頑強性・信頼性に留意すること。
6. プライバシーの尊重：AI の利用にあたって、自己および他者のプライバシーが侵害されないよう配慮すること。
7. 公平性：AI の利用にあたっては、学習データに偏り（バイアス）がある可能性に留意し、不当な差別が生じないように配慮すること。
8. 透明性・アカウンタビリティ（答責性）：AI の利用にあたっては、AI を利用した事実、入力したデータ、出力されたデータについて必要に応じて説明できるよう配慮すること。

5. 生成 AI 利用についての具体的な指針

以下、生成 AI の利用を念頭に、代表的な事例に対する指針ならびに適応される原則を示し、AI の業務利用に関わる具体的な方針とします。すべての事例を網羅することは不可能ですので、不明な場合にはつねに原則に立ち戻って判断することが求められます。

1) 生成 AI に入力するデータについて

生成 AI に入力したデータが AI によって学習されると、第三者に出力された生成物にデータの情報が含まれる恐れがあります。デジタル庁デジタル社会推進会議は、約款型サービス（ChatGPT の生成 AI を含む）に関し、原則として要機密情報を取り扱うことはできないという申し合せを公表しています（第 6 節を参照）。

以下に示す情報の取り扱いには注意を要します。【原則 5、6】

- ・ 個人情報（氏名、住所、学籍番号等）
- ・ 特定個人情報（マイナンバー）
- ・ 機微情報（センシティブ情報）
- ・ 要配慮情報
- ・ 知的財産権（著作権、商標権、意匠権等）で保護された情報
- ・ 組織の機密情報（組織の内部文書、秘密保持契約を結んだ情報等）

2) 生成 AI が出力した生成物について

- ・ 幻覚（ハルシネーション）の有無の確認

生成 AI の生成物には、事実と異なる事柄や現実には存在しない事柄が含まれている場合があります。このような現象を幻覚（ハルシネーション）と呼びます。生成物の正確性は常に利用者の責任で確認する必要があります。【原則 4、8】

- ・ 偏り（バイアス）の有無の確認

生成 AI の学習データには特定の視点に偏った見解や差別的な見解が含まれている可能性があり、その偏りが生成物にも反映されている場合があります。生成物の公平性は常に利用者の責任で確認する必要があります。【原則 1、2、4、7、8】

- ・ 権利侵害の有無の確認

生成物が知的財産権（著作権、商標権、意匠権等）を侵害したり、個人や団体の名誉を毀損したりしていないかを常に利用者の責任で確認する必要があります。前者についてはとくに画像生成 AI を利用する場合のリスクが想定されます。【原則 1、4、5、8】

3) AI のサービスポリシーの確認

AI の利用においては、法令上の制限の他に、サービスポリシーによる制約がある場合があります。法令に加えてサービスポリシーを確認したうえで利用することが求められます。【原則 5、6】

- ・ 弁護士・税理士など資格のある人だけが可能な業務を資格のない人が AI に行わせることは、法令やサービスポリシーに反する可能性があります。
- ・ クラウド上で提供されるサービスの場合、AI が取得した個人情報や組織の機密情報を含むデータは国外のサーバに保存されたり、データの取扱いについて当該国の法令が適用されたりする場合があります。利用の可否を判断する際にリスクとして考慮することが求められます。
- ・ 生成 AI の生成物を利用する際には、前項に挙げた確認に加えて、サービスポリシーに反していないかサービスポリシーを確認する必要があります。

6. 参照すべきガイドライン等

本学における個人情報保護および情報セキュリティに関する方針については以下を参照してください。

- ・ 個人情報保護方針
https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/public_info/privacy/
- ・ 情報セキュリティポリシー
https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/information_security/policy.html

政府の情報セキュリティ対策については以下を参照してください。

- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一管理基準
https://www.soumu.go.jp/main_content/000141664.pdf

参考文献・資料

本ガイドラインの作成にあたっては以下の文献・資料を参考にしました。

AI ネットワーク社会推進会議「AI 利活用ガイドラインーAI 利活用のためのプラクティカルリファレンス」総務省、2019 年

https://www.soumu.go.jp/main_content/000809595.pdf
統合イノベーション戦略推進会議「人間中心の AI 社会原則」内閣府、2019 年
<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aigensoku.pdf>
福岡真之介『AI・データ倫理の教科書』弘文堂、2022 年
琉球大学「国立大学法人琉球大学における生成 AI 利用に関するガイドライン」2023 年
[https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/
2023/09/24d2480c1e7aa390d164d4efb33f3df9.pdf](https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/24d2480c1e7aa390d164d4efb33f3df9.pdf)

2025 年 3 月 25 日制定